

### 田中光顕関係文書紹介(1)

NAGAI, Junichi / 安岡, 昭男 / 長井, 純市 / YASUOKA, Akio

(出版者 / Publisher)

法政大学文学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Bulletin of Faculty of Letters, Hosei University / 法政大学文学部紀要

(巻 / Volume)

52

(開始ページ / Start Page)

13

(終了ページ / End Page)

24

(発行年 / Year)

2006-03-06

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003974>

## 田中光頭関係文書紹介(一)

安岡 昭男  
長井 純市

## はじめに

本稿が紹介するのは、法政大学図書館が保管する田中光頭関係文書の一部である。

最初に、この史料について述べておきたい。田中光頭関係文書は、昭和六〇(一九八五)年に財団法人多摩聖蹟記念会(多摩市)より学校法人法政大学が、研究、教育に活用することを趣旨とする文書を交わした上で、保管を依頼されたものである。すでに、本学の名誉教授である安岡昭男が、在職中に、その一部を目録の形式で本紀要に紹介している(「法政大学図書館所蔵田中光頭文書(伊藤博文関係)解題目録」、『法政大学文学部紀要』第三一号、一九八五年三月)。

同文書は、合計八〇の卷子本から成り、各巻には田中光頭が受領した書翰が数通ずつ貼り込んである。書翰の発信人は、木戸孝允、伊藤博文、山県有朋の三名である。この卷子本は、いずれもきわめて傷みややすく、全書翰のマイクロフィルム撮影が行われたのちに、貴重書として図書館に厳重に保管され、以後公開されていない。現在、そのマイクロフィルムから紙焼きされ、製本された複写物が閲覧に供されている。

田中光頭という人物については、すでに安岡の論文(「明治期田中光頭

の周辺」、法政大学史学会『法政史学』第三七号、一九八五年三月)において、詳しく解説されているので、参照していただきたい。ここでは、ごく簡単に説明するにとどめたい。田中は、幕末の政争を生き延び、太平洋戦争の開戦前まで、九〇歳を超える長寿を全うした希有な官僚、政治家である。彼は、天保一四(一八四三)年土佐藩の下級士族の家に生まれ、幕末維新期の政争で尊王討幕派の志士の一員として活躍し、維新後、いわゆる薩長藩閥勢力の有力者との結びつきを強め、頭職を歴任した。とりわけ明治三一(一八九八)年から同四二(一九〇九)年まで一〇年間にわたって、明治天皇の側近として宮内大臣を務めたことは、彼の人生の最盛期といえよう。そして、引退後も宮中、政界、官界への影響力を保持しつつ、昭和一四(一九三九)年に亡くなった。

田中光頭関係文書に残された書翰は、そのほとんどがその時々の政治情勢に関わる重要な情報を含んでおり、それ以外のものも、発信人である明治政界の最高指導者たちの人物像を知る上で重要な内容を有している。とりわけ同文書の大半を占めている山県有朋書翰は約三八〇通に及び、日本近代史研究に不可欠な史料となっている。すでに戦前において、さまざまな事情から同文書の筆写本が作製されており、たとえば国立国会図書館憲政資料室所蔵の山県有朋文書には、その筆写本が収められている。

安岡は、在職中、法政大学大学院人文科学研究科日本史学専攻博士課程の授業において、同文書の複写をテキストとして用い、受講生と共に、原史料に近い状態で、史料の解説や分析を続けてきた。卷子本に貼り付けられた書翰は、いずれも和紙に草書体で記されたものであり、明治期

の国家指導者たちの肉声を伝えるものとして、受講生の研究関心を大いに高めたのである。そうした作業の完了は、安岡の古希の祝い、そして定年退職とほぼ軌を一にした。その後、後任者となった長井が大学院での授業の受講生と共に電子情報化に向けた入力作業と校訂を行い、ようやくここに完了まで漕ぎ着けることができた。その後、安岡以下、今回の入力作業および校訂にあたった者を含めて全員を構成員として田中光頭関係文書研究会と称し、ここにその一部を公開するに至ったのである。作業にあたった全員の氏名は、本稿の末尾に記した。いずれも法政大学を研究の場として日本近代史を学んだ、あるいは現に学んでいる者たちである。なお、今回掲載にあたっては、本紀要の執筆要領に沿って、執筆者を安岡、長井の両名とした。

本稿は、紙幅の関係上、木戸孝允書翰全二通と伊藤博文書翰三二通(部分)を紹介する。重要な内容を有する書簡については、いずれ稿を改めて論じることとしたい。ともあれ、学校法人法政大学が誇るべき知的財産の一つである田中光頭関係文書を今後も継続して紹介し、幅広く研究教育の便に供したい。

最後に、同文書所収の史料を活字にするにあたっての凡例を簡潔に述べておきたい。原則として、旧漢字は現代のものに、仮名は平仮名に改めた。適宜、句読点を付し、段落を設けた。( )の中の年月日は、推定によるものである。年代推定が困難な場合には、( )を空欄のままとした。史料中の「」は、本研究会が付した註記である。原文の表記のままとした場合には、当該表記の右脇にママと記した。判読困難な場合には、その字数分だけ□を付して置いた。各卷子本の表書きについては、

冒頭に註記した。書翰の配列は、卷子本ごととした。書翰番号は、本研究会が付した便宜的なものである。

なお、校訂にあたっては、上記国立国会図書館憲政資料室所蔵「山県有朋文書」中の筆写本「田中光頭関係文書」を参照した。しかし、本稿において、もし誤りや不正確な箇所など原史料を損なう点が残されているとすれば、それらの責任は最終的に原稿全体に目を通した代表者である長井が負うものである。

#### 木戸孝允書翰(全)

「註記」二通を収めた箱および卷子本の表書きに、「木戸松菊公田中光頭宛尺牘二通二月廿一日四月十七日」とあり。以下、同卷子本所収の書翰。

#### 1 明治(10)年2月21日

先以御清榮奉賀候。さては板垣氏へ山路、北村相迫無余儀帰国に相決候と申伝説御座候。弟、七、八日前同氏へ面会、決而左様之訳は有之間敷と存居申候へども、人心は如何とも難図可相成は毛利氏を以なりとも御探り見被遣候事は相成申間敷哉。此程河野氏よりも承り候辺も御座候に付、帰国論は難信候得ども此段不取敢申上候。草々頓首

二月廿一日

尚々九州も昨夜の伝報之都合に而は定而只今頃は争戦中歟と相察申候。可好事に而も無御座候得共、着手候上は十分に相摧き飽足候丈けにはいたし度ものと存居申候也。

「封筒」表、田中様、御内披、木戸。内書に「城南老兄、御内披、城北」。

2 明治（ ）年 4月17日

昨日は難有奉存候。

干時三大伊面会云々終に折合不相着、河野も必竟有心歟被相窺候と申事に御座候。何にしろ困り申候もの、鳥渡内密入御耳置候。先は為其。草々頓首

四月十七日

乱筆御寛恕、御火中々々。

「封筒」表、田中様、御内披、木戸。内書に「城南老兄、極密御玉披、城北」。

伊藤博文書翰（その一）

「註記」卷子本表書きに、「春畝公手簡子之巻」とあり。以下、同巻

子本所収の書翰。

1 明治（5）年 11月22日付大久保利通書翰

大副使、理事官並隨行之面々、留學生等各所持之金子、当府シヨイント、ナシヨナルル会社へ預け置候処、同社中此度及破滅候に付、即今困窮之向え拝借或は取替之為東洋銀行に於めて英金壹万五千磅借用候間、時々入用次第同社自御受取可有之候。則右金高之證書相渡候間、東洋銀行へ御持参金子受取方之手順等御引合有之度候。

十一月念二日

田中戸籍頭殿

大久保大藏卿（花押）

「註記」書翰冒頭に異筆で「明治五年十月廿二日」とあり。左の明治（5）年 12月26日付伊藤博文書翰の同封書翰か。

2 明治（5）年 11月12日

一 英金百四十磅、右ブリツチス博覧場に於て古器及び石像の写真千有余葉、都合十二冊御買入、主上御座右之御藏書に相備可申候間、書記官自受取書被出候へは御払渡可有之候也。

十一月十二日

伊藤副使（花押）

田中戸籍頭殿

「註記」書翰冒頭に異筆で「明治五年十一月十二日」とあり。

3 明治（5）年 12月26日

一 英金七百封度

右、工部省器械為買入送り来居候処バンク破壊にて、即今難相弁趣鮫島自申出候間壹万五千封度之内より御渡置可被下候事。

西曆十二月廿六日

伊藤副使博（花押）

田中戸籍頭殿

「註記」書翰冒頭に異筆で「明治五年十二月廿六日」とあり。

4 明治(6)年2月9日

鮫島弁理公使自指出候官費留學生損失金拝借之儀申出、尤残金にて及不足候高は吉田へ申遣候積りに付、不足金高御書加へ吉田へ遣候書簡御手元自御遣被成候。依之御名前書加へ差出申候。拜具

二月九日

博文

光頭先生

〔註記〕書翰冒頭に異筆で「明治六年二月九日」とあり。

5 明治(6)年2月9日

仏国滞在官費留學生等所持金預け置候会社破滅に付拝借金願出、評議之上願之通致許可候間、戸田三郎願書之手続同様御取扱可有之候。尤、一万五千磅、残金にて難引足候に付、不足之高は吉田大藏少輔へ申遣、同人自相弁候様可申越に付、右一万五千封度惣勘定精細書相添、倫敦へ御指廻可被下候事。

二月九日

伊藤工部大輔

大久保大藏卿(花押)

田中戸籍頭殿

〔註記〕書翰冒頭に異筆で「明治六年二月九日」とあり。

6 明治(5)年7月30日

別添鮫島弁務使自申出候。塩田一等書記、伊太利伝信会議へ罷出候

節之御手当大藏省自御渡可相成筈之処、遠海隔絶之故を以今日迄遅緩相成居候に付、即今致決議百五十封度下賜候事に取極、且同人月給之儀も他書記官同様十一月分自一等書記之御手当御渡可相成候様取極候に付、決算之上御下渡可有之、依而書面相添及廻達候也。

七月三十日

大久保大藏卿

伊藤工部大輔(花押)

田中戸籍頭殿

〔註記〕書翰冒頭に異筆で「明治六年七月三十日」とあり。

〔同封〕明治5年7月29日付伊藤博文宛鮫島尚信書翰

御書簡啓上致候。然者前日御話申置候通、塩田権大記、旧冬意太利伝信会議御用相勤候に付、御手当被下候様御取計有之度、且又同人当館詰中御手当金之儀者尅々年千五百弗之割を以去未九月迄相渡、同十月自者大使一等書記之御手当に相成候に付、外務省自同人之分者差越不申候間、同人え未十月分自御渡有之候様致度候。右申遣度如此に御座候。

壬申七月廿九日

鮫島中弁務使

伊東副使殿

伝信会議出張之儀、三ヶ月之積りを以英金百五十封度可賜、未十月分月給は弁務使付属書記官之給料御渡可然候事。但、十一月よりは一等書記官の月給可賜事。

〔註記〕書翰冒頭に異筆で「陽曆九月二日大使及び寺嶋一同評議済」

とあり。欄外に「利通（花押）博文（花押）」の書き込みあり。

7 明治（ ）年5月2日

玉門御回復之寸補にも可相成乎と奉存候而此一壇付飛便差于足下。

五月二日

博文謹白

田兒

〔封筒〕表、田中光頭様、拝披、伊藤博文。

〔註記〕書翰冒頭に、異筆で「九年頃」とあり。

〔註記〕卷子本表書きに、「春畝公手簡丑之巻」とあり。以下、同巻

子本所収の書翰。

8 明治（33）4月9日

不得止事情有之昨夕俄然出京、今夕帰磯。無得拝晤之機遺憾之至に

候処、御結婚御発表之要急情態は山県首相にも及陳述置候間、御協議

之上再応御奏聞被下度候。小生、明後日出発西遊可仕候処、其前御一

決無之は残念に奉存候へ共是又無致方、昨日も東宮殿下、大磯へ御来

遊、頻りに御催促有之候得共不任心底候。尚、此上老閣之御尽力処仰

候。為其。草々頓首。

四月九日

博文

田中宮相閣下

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、至急親展、博文、裏、絨、四月九日、

靈南官舎。

〔註記〕明治33年5月10日に皇太子嘉仁親王（のちの大正天皇）

の結婚（相手は九条節子、のちの貞明皇后）発表。

9 明治（33）年3月25日

教師御雇入之事、威仁親王殿下自奏上相成、近日御決行之趣敬承。

沼津自以電報伺候催来候に付、一両日中参殿之筈に付大要御下問可有

之、前以相心得置候事好都合に奉存候。今朝豚兒へ申聞、他は伝言を

以申上置候に付、御承知被下候事と奉存候。勿々拝復

三月念五日

博文

宮相閣下

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展、裏、絨、伊藤博文。

10 明治（ ）年4月1日

過日呈一書候機関炮之儀長谷川大将と御協議相成度申入置候処、例

之石塔一件西洋人中頗悪評を鼓吹し韓人を煽動頻りに盜賊呼聲を高め

候に付而は此際御注意肝要に奉存候。第一右石塔万一も我皇上陛下之

大命に依り御取寄相成候と申事に相成候得は奉煩聖徳事と相成候故、

老台自箇之事に不相成ては益悪聲を放つ之虞有之候。故に之を植物御

園に植込事は不宜候。又上野公園も韓人之悪感を惹起す不容疑御注意

相成度候。此事の起りは宮内府自多少の煽動有之、韓人等の不服も有之奇貨可措として日本反对者外国新聞紙屋に依り殆んど無虚口唱道することに候。且横浜メール新聞に而、石塔を日本に運搬せしは虚事なりと記載せしより一層其気焰を高め、新聞紙屋平素の反目より終に神戸新聞(洋文)に迄其事実なることを表白するに至り申候。別紙英字新聞供貴覽候間、翻訳之上御一読可被下候。前条の形勢に付機関炮右石塔の返礼として御贈与は万々不可然、長谷川大将出立迄は斯く迄弥漫候事とは不相考中々の気焰にて日本側よりの答弁を飽迄提出せしめ一波に一波を加へんとする計画と被察候。為御注意申入置候。早々頓首

四月一日

博文

田中宮相閣下

〔同封〕田中子爵と五重塔

五重塔窃取事件に關し「セウォル・プレス」記者は口を緘して一言の反駁をも試むることなきは其の事実の確的動かすへからざるを証するものなり。日本の自ら弁護すべき唯一の口実は韓国皇帝の承認を得たるものなりと言ふにあらむ。而して韓皇も恐らく之に對しては特に御弁駁の勞を取られざるなるへし。然れども該五重塔は歴史的及國民的大關係ある紀念碑にして韓国に屬し韓国の一部を構成するものなるか故に皇帝と雖之を国外に持去るの認許を与ふることは能はず乃ち皇帝は公然日本の行動に反対を表せざるべきことを内約するの外、それ以上のことを為すこと能はざるものなり。

吾人は韓国皇帝カスかることを為すへしとは信する能はず。縱令韓皇カ本件に對する故障を撤去するの勸告又は強制を受けたりとするも強大なる日本カ卑劣なる行動を演し之に依りて韓國民を侮蔑したりとの事實を抹殺すること能はざるなり云々。

#### VISCOUNT TANAKA AND THE PAGODA

Exactly a week ago we reproduced an article from the "Japan Mail" concerning our allegations that the pagoda at Song Do had been removed to Japan. The "Japan Mail" concluded as follows:—"We hope, therefore that the editor of the newspaper ("Seoul Press") will devote some of his space to contradicting the falsehoods constantly uttered by the Korea Daily News"

The Editor of the "Seoul Press" has not contradicted this story because it is not a falsehood and is true in substance and detail. The only vestige remaining of the Song Do Pagoda is the ground whereon it stood and the tracks made by the carts which carried the sections to the Song Do railway station.

So far as we can see the Japanese can only have one point which they may advance in extenuation of their act of brigandage and desecration. They may be in a position to say that the dirty work was done with the consent of the Emperor and that is probably what they will say and it is not likely that the Emperor of Korea will waste more of his time contradicting them. But the Song Do Pagoda was a monument of historic and national interest and even the Emperor of Korea could not give permission for its removal. It belonged to and was part of Korea, and the Emperor could probably have done no more than promise not to oppose the Japanese plans.

We do not believe for a moment that the Emperor even went this far but even if His Majesty had been persuaded or coerced into withdrawing his

opposition the fact remains that Japan—the magnanimous Japan—has placed upon the Korean people, by the removal of this monument a slight which can only be described as petty and despicable in its design and execution.

〔註記〕英文記事の中に「統監」「岡」「訳文裏面」の書き込みあり。  
 〔封筒〕表、東京宮内省、田中宮内大臣殿、親展至急、緘、伊藤博文。

〔註記〕卷子本表書きに「春畝公手簡寅之巻」とあり。以下、同卷子本所収の書翰。

11 明治（34）年1月20日

植物学者伊藤圭介、既に九十九歳之高齡に達目下瀕死之際、叙爵之榮典被行候得は其功績を表彰し、併而後進奨励にも可相成との学者社会之内願有之ものと相見、文部大臣自内話承及候に付、詳細同大臣御面議御聞取全く叡旨を以特典御挙行相成候得は無此上事に奉存候。固より取捨は御取調之上可有之、委詳同大臣口頭に譲り候。草々頓首

一月廿日夜

博文

宮相閣下

〔註記〕伊藤圭介は、明治34年1月20日に死去。享年98。

12 明治（33）年3月8日

拝啓 外山正一、昨夕薨去之由伝聞候處、同人は明治初年以来専務

田中光頭關係文書紹介（一）

に教育に従事、当初森有礼に随伴米國に遊學、帰朝後は不絶教官相務居、洋学之奨励に付而は其功績偉大之者たるは不俟論、最後に文部大臣に乍暫時奉職し爾来閑地に居候得共、殆三十年間學事に勉力候者は他に比類僅少なると被察候。勿論、赫々之有功者と申には無之候得共、洋学を以我文明之増進を謀り今日之盛況を呈し候事に与力せし第一人とすれば、将来教育奨励之為にも可成御厚遇有之候事至当之御処置と存候間、願くは此際祭資「棗」料御詮議相成度奉存候。叙爵之事も同人之履歴を心得候者には致唱道候由に候へ共、已に位階勲章等も被進候趣に付今日之際御取扱不容易と奉存候間、此儀は他日の御評議として祭資「棗」の恩典被行候外有之間布偏に御尽力相願度、い細は奥田、穂積兩人自御聞取可被下候。為其。早々頓首

三月八日

博文

田中宮相閣下

〔註記〕外山正一は明治33年3月8日に死去。

13 明治（）年6月3日

近来御疎遠に候處、不相變御清祥敬賀仕候。小生も再三之恩命不得止又々枢府へ復職、何之効能も可有之とは不存候へ共、微力之有限相尽之外無之と心竊に相誓居候事に候。甚御足労恐縮之至に候處至急に得拜晤度儀有之候間、今明日之内帝國ホテル迄御來車被下間布哉。此段御願之為。早々頓首

六月三日

田中光顕殿

博文

「封筒」表、田中光顕殿、至急親展、伊藤博文。

14 明治（ ）年3月16日

昨日は御光臨鳴謝仕候。其節平素之御懇情に對し不憚忌諱愚衷及披陳候処、寛懷御容納大に安心仕候。松柏は明朝大磯へ立寄筈に付委詳相話置可申候間、其上御面会可被下候。早々敬具

三月十六日

博文

青山老台

「封筒」表、田中宮内大臣殿、親展、博文、裏、緘。

15 明治（32）年1月16日

内親王殿下薨去に付而は一方御配神之段恐察仕候。御葬式には必拝送可仕心得に候処大磯老母儀俄に病氣之趣に而榎本自電報到来本日帰磯仕候間甚恐縮之至に候得共当日不參可仕不惡御聞置可被下候。為其。早々拝具

一月十六日

博文

田中宮内大臣殿

「封筒」宮内省、田中宮内大臣殿、親展、異筆で「明治三十二年一月十六日」とあり、裏、緘、伊藤博文。

「註記」多喜子内親王、明治32年1月11日死去。

「註記」卷子本表書きに「春畝公手簡卯之巻」とあり。以下、同卷子本所収の書翰。

16 明治（ ）年11月29日

時下御清安敬賀。其後東宮殿下御容体如何被為涉候乎。過日伺候之節医師自承候処に而は懸念不少事に窺上候得共、其後之御經過次第に而は此際は順々御快復被為在候乎共奉存候。只等「管方」御全快而已祈望候外無之、御承知に候へは御序に為御知被下度候。別紙は加州侯家老両家之略歴史に候処、或は華族に被列可然ものには無之乎。肥前家老数人栄典を蒙り候事蹟自見るも、加州の如きは為差勤王に大功ありと難申候得共、多少之申分有之候へは資産も充分有之連中に付、男爵に被列候得は度外に不被為置恩沢に感激し、其効果は不尠少被察候。御熟考被下度候。為其。早々頓首。

十一月念九

博文

宮相閣下

「封筒」表、田中宮内大臣殿閣下、親展、裏、緘、伊藤博文。

17 明治（ ）年2月4日

過日御内話承及居候大阪商船会社株御買入之儀、既に御治定之事に付可成速に相運候様児玉少介自催促申来候故、同人乞謁相伺候様申聞

候間、致参上候得は御面会直接御申聞可被下候。早々頓首。

二月四日

田中宮相閣下

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、至急親展、裏、緘、博文。

博文

18 明治（一）年3月24日

貴書拝読。来二十七日葉山伺候之事承知仕候。今日有栖川宮殿下にも拝謁、集会談合之事申上置候。尤、時日は不申上置候故老台自御協議相成度候。先方会議所は御用邸は不宜候故有栖川宮御別邸可然と存候。此段も有栖川宮と御相談之上御取極可有之候。短日之事に付可相成早朝に相集り候方可然、時刻も御申合御取極可被下候。為其。早々拝復

三月念四

宮相閣下

〔封筒〕表、田中宮内大臣閣下、親展、裏、緘、博文。

博文

19 明治（36）年7月17日

過日及御内話置候通り、制度調査局副総裁に伊東男爵を被任候様御奏聞相願度候。同人は、典範起草之節にも井上毅と齋しく従事仕候事は陛下にも御熟知被為在候事故、此節は充分為致勉強可申候故、此段御含早々相運候様御尽力願上候也。早々頓首

七月十七日

宮相閣下

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展密、裏、緘、博文。

博文

〔註記〕卷子本表書きに、「春畝公手簡辰之巻」とあり。以下、同卷子本所収の書翰。

20 明治（一）年6月22日

拝啓 香川志保子女官辞職之事に付而は、香川大夫自委詳細御承知之事と奉存候間、願意御聞届相成候様御尽力可被下候。い細は帰京之上為申入候。早々頓首

六月念二日

宮相閣下

〔封筒〕表、田中宮内大臣閣下、至急親展密、裏、緘、博文。

博文

21 明治（一）年4月29日

只今参朝可得拜晤心得之処已に御退出後に付、別紙内々入貴覽置候。本人も今年還暦之寿に達候趣に而、何乎為公益投私財度志願有之、所謂衣食足而知礼節者乎と存候間、若於閣下御異存無之候上は表面願出度由に候。畢竟、世上普通之場所に依願候而も不足措信は勿論、又多少名譽を博せんとの底意も可有之乎に被察候。詳細は面上御相談可仕

候間、一応御閲覧相成置度候。五十万之義捐は随分思切りたる事と視て可なるものならん。為其。早々頓首

四月廿九日

博文

宮相閣下

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展、博文、裏、異筆で「大倉喜八郎の事なり」とあり、「内閣用」と印刷あり。

〔註記〕大倉喜八郎は、天保8（1837）年生まれ。

22 明治（ ）年8月17日付伊藤博文書翰

貴翰拝読。独元帥に被附候将官之事に付而は、外務大臣は歐洲諸国聞合如何之位置にあるものを附随せしむる乎を確め候上ならては御返電不相成候事に可致と申居候処、其後同大臣果して取計候上御返電被為在候事に哉。為念申入候也。勿々頓首

八月十七日

博文

宮相閣下

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展、裏、絨、博文。

23 明治（ ）年（ ）月（ ）日

増税案の事に付貴族院に於て異議ある趣を聞き、心配の余り山県、松方其他の元老を呼寄せ疎通（周旋）の道（勞）を計（執）らせ（しめ）たるも十分に（其）目的（功）を達（奏）せざることを聞きたれ

とも、今日の形勢は憂慮に勝へざるを以て、朕か趣旨の在る所を此書付を以て示すに依り議員一同に示し速に議了することに尽力すべし。

〔註記〕書簡冒頭に異筆で「勅語案」とあり。（ ）内は、原文にあり修正された字句。

〔註記〕卷子本表書きに「春畝公手簡已之卷」とあり。以下、同卷子本所収の書翰。

24 明治（35）年4月17日

拜啓 日々公務御多忙恐察仕候。特に本日好天氣なるか為に觀樓「桜力」之御宴も極て盛況、陪宴之内外人も満足無此上事と遥察仕候。茲に一事煩貴臆度左に申上候間、御取調被下候様願入候。越前永平寺元祖承陽大師は、先年小子在職中親鸞上人に大師号御下賜と同時に被行候事にて、彼は永平寺の元祖自僅に数年前に被死去候為、其年紀祭に当り見真大師之勅額を當時に賜り候処、承陽大師之年紀は本年之趣に而大師号同時に御下賜之比例に依り此節承陽之勅額を及内願候由伝聞、且依頼も久我家自承及候間可相成は無不公平様煩尊慮候。いつれ明後日は小松元帥宮御解纜、横浜迄御出張と存候故、其節得拜晤、尚委細可申上候。早々頓首

四月十七日

博文

田中宮相閣下

〔封筒〕表、東京宮内省、田中宮内大臣殿、至急親展、スタンプに

「三十五年四月十七日」とあり、裏、緘、大磯、伊藤博文、異筆で「明治三十五年四月十七日上封」とあり。

「封筒」表、田中宮内大臣閣下、親展、博文、裏、緘、異筆で「同中封」とあり。

25 明治（一）年8月30日

昨日、土方子爵を副総裁被仰付度及奏聞置候事は已に閣下に於て御承知に有之候処、黒田侯爵、内々大に希望有之趣に而貴族院書記長大田峰三郎態々来磯に付、一応御内談相試候。土方へは小生自一言も未申通事に付、万一も聖慮に被為在候而も伺候を被仰付候方御異存不被為在儀に候得は、大家之俊秀を引立候事は小子に於ては差支無之、土方先生は澹泊の性質且随分煩敷考候事とも存候間、聖慮と老閣之高見次第に可仕、内密に大田差出候間御聞取可被下候。為其。勿々拝具

八月三十日

博文

宮相閣下

老閣の返詞は小生へ為御聞可被下候。

「封筒」表、田中宮内大臣殿、親展密、裏、緘、博文。

26 明治（一）年（一）月（一）日

寄田兄

聞説玉門国

戦後楼欄

已潰亦難防  
可憐一敗英

雄志腰下

空横三尺長

六年の作」とあり。

「封筒」表、田中宮内大臣殿、親展、裏、緘、博文、異筆で「明治

27 明治（一）年7月25日

「註記」卷子本表書きに、「春敵公手簡午之卷」とあり。以下、同卷子本所収の書翰。

昨日拝読芳牘。此度御就官之事に付、御帰省之儀御尋越御座候処毛頭差障無之、当年中何頃にも不苦、固自僕等も一応者帰省可仕心得に御座候。此儀は御受合可申上候。決而御懸念被下間布候。貴答迄。勿々頓首再行

七月廿五日

老兄於御職官権判事之処甚如何敷重而一論申遣候心得に御座候。定

而間違に而も可有之乎と奉存候。余は後日拝鳳可申上候。

「封筒」表、西ノ宮、田中頭助様、神戸、伊藤五位、裏、異筆で「明

治元年七月廿五日」とあり。

28 明治（二）年2月18日

尊簡拝読、御病氣之御容子牘上に而拝承愕然此上速に御平愈「癒方」

相成候様御療治肝要に奉存候。建言書并金五拾兩差出申候御落握奉願上候。不取敢貴答如此御座候。誠惶拜白

二月十八日

〔封筒〕表、田中頭助様、春畝生、裏、異筆で「明治二年二月十八日」とあり。

29 明治（一）年9月28日

過日者縷々之諭言感佩仕候。早速可及貴報之処多忙取紛遅延奉恐入候。然者、老兄御申遣之趣逐一承服難仕定而御不平等も可有之、一応拝鳳篤相同度可罷出心得御座候得共、過日如申上候不得寸隙甚残懐之至不本意打過申候。御病氣御再発之趣定而御難儀可被為入、御加養之為一応御出庫被下度、緩々御話も可申上偏御待申上罷在候。勿々敬仗

九月念八

〔封筒〕表、田頭明府、侍史足下、春畝狂生、裏、異筆で「明治元年九月廿八日」とあり。

30 明治（五）年12月11日

鮫島中弁務使、海軍士官雇入旅費其外海軍省自送来、同人相預居、又ジヨイントナシヨナル会社へ預置候処、此度同社及破滅即今御用指支候趣を以寺嶋大弁務使迄及書通、此使節一行より取替呉候様頼越、右預金は二千七百封度余に候得共、一同評議之上二千磅取替遣候筈に致決定候間、過日東洋銀行より借用一万五千磅之内右之二千磅寺嶋方へ御渡有之候様致度、依而此段及御達候也。

千八百七十二年第十二月十一日

大久保利通

伊藤博文

田中戸籍頭殿

〔註記〕書翰冒頭に異筆で「明治五年十二月十一日」とあり。

31 明治（五）年10月7日

於英国吹田四郎兵衛、□□「猪子カ」勘十郎へ為致拝借置候英金二百封度、昨日返納仕度旨拙寓へ申来候に付、老台方へ致返納呉候様頼置候。相場彼是之儀も難相分殊に公金之中より出て居候事旁以老台へ御受取被下候方便利と奉存候に付煩御手候。若し遅延に及ひ候様なれば老台より同人方へ御達し被下至急為相濟置候方可然奉存候間此段御取計奉願上候。拜具

十月七日

〔封筒〕表、田中戸籍頭殿、至急、伊藤博文。

〔註記〕書翰冒頭に異筆で「明治七年十月七日」とあり。

付記 田中光頭関係文書研究会の構成員は以下の通りである（安岡名誉教授以下は、アイウエオ順）。安岡昭男、秋山りか、有山慎也、飯田直輝、出岡

学、井上敦、岩壁義光、上田浄、柏木一朗、狩野雄一、川畑恵、河原円、

小坂肇、斎藤智志、齋藤理津子、白柳弘幸、鈴木隆春、鈴木宏宗、須永

真紀、高沢努、筑後則、土井康弘、冨塚一彦、長井純市、中川洋、中島

英人、野崎雅秀、森口準、山下大輔、吉水暁、渡辺穰。